令 和 ８ 年 度 事 業 計 画 書

（自：令和８年４月１日～至：令和９年３月３１日）

Ⅰ．事 業 方 針

本県では震災復興から新たな持続可能な農業の取り組みを進めている。
一方で、最近の地政学的リスクによる燃油高騰の影響を受け、生産資材価格の値上げと気候変動による自然災害の頻発化により栽培環境は厳しく不安定な農業情勢が続いており、青果物の出荷量は減少し、需給バランスが崩れ、青果市場の価格は高値基調が続いている。

宮城県の新たな園芸振興の基本方針である「みやぎ園芸特産振興戦略プラン」（計画期間 令和８年度～令和１２年度）にもとづき、当協会では宮城県および全農宮城県本部が推進する県振興品目における生産基盤と安定供給促進のため、一般青果物価格補償事業と指定野菜価格安定制度の普及啓発を行い、制度未加入者への加入促進に取り組むものとする。

なお、当協会の運営については厳しい状況下にあるが、引き続き長期預り金の安定的な運用を図るとともに、公益法人として適正な業務を行うものとする。

１.「一般青果物価格安定制度」の周知や制度の啓発を行い、制度未加入者への加入促進に取り組む。
２.本制度を利用する生産者にとって、より有益な制度になるよう引き続き補給金交付内容の検証を進める。
３．交付準備金となる造成資金の適正な管理に努める。
４．価格差補給金の交付は、迅速で適正な交付事務に努める。
５．指定野菜価格安定対策事業の業務受託並びに国庫補助事業の事務支援を実施し、当協会の収益向上により運営の健全化を目指す。

Ⅱ．事業の概要

１．一般青果物価格補給事業

生産者が出荷した野菜・菌茸・果実の市場販売価格が著しく低落し、当協会の定める補償基準価格を下回った場合に、価格差補給金を交付することにより、生産者の経営に及ぼす影響を緩和し、次期作の確保と消費者への青果物の安定的な供給を図る。

２．特定野菜等供給産地育成価格差補給事業

県内生産者が特定産地から対象青果市場に出荷販売した野菜の販売価格が著しく低落し、国の定める保証基準価格を下回った場合に、価格差補給金を交付することにより、生産者の経営に及ぼす影響を緩和し、再生産に向けた所得の確保と消費者への野菜の安定的な供給を図る。

３．事業計画

［単位：数量・ｔ、金額・円、前年比・％］

項目		交付予約		補償・保証の額	
		数量	前年比	金額	前年比
1	一般青果物（補償）	7,855.2 前年 8,041.1	97.7	490,295,600 前年 471,248,600 （196,118,240） 前年（188,499,440）	104.0
2	特定野菜等（保証）	101.0 前年 101.0	100.0	11,629,600 前年 11,629,600	100.0
	計	7,956.2		501,925,200	

注：（　）は概算資金造成額（一般青果物価格補償金額の 40%）

４．野菜価格安定事業の推進に関する事業

野菜価格安定事業の実施に伴い、制度説明会や事業実施等に必要な国および県の支援策の情報収集や調査を行う。

なお、本事業は、野菜価格安定事業の普及推進および制度の円滑な実施のために、独立行政法人農畜産業振興機構からの委託により実施する。

５．国産野菜周年安定供給強化推進事業

独立行政法人農畜産業振興機構が公募する、実需者が求める国産野菜の安定調達ニーズに対応するため、生産・流通体系の構築、出荷期間の拡大及び作柄安定技術の導入の取組を支援する取組主体の事務を円滑に行うため、令和８年度事業採択に向け新たな取組主体の事業申請を支援する。

６．持続的生産強化対策事業

公益財団法人中央果実協会が公募する、果樹経営支援対策事業及び果樹未収益期間支援対策事業申請において、果樹の生産・維持拡大に向けて新植・改植、園地整備を行う生産者（果樹産地協議会）の申請事務を円滑に行うため事務を支援する。

７．受託事業

指定野菜価格安定対策事業

独立行政法人農畜産業振興機構が実施する指定野菜価格安定対策事業について、登録出荷団体である全国農業協同組合連合会宮城県本部との受託契約に基づきその業務を受託する。